

(6)「遠隔授業」実施にあたっての留意事項

①遠隔授業実施にあたっては著作権法を厳守いただくことが前提です。

授業担当者におかれては、各自で必ず著作権法や文部科学省文化庁のHP (<https://www.bunka.go.jp/index.html>) 等で関連情報を確認してください。なお、2020年4月28日に改正著作権法が前倒しで施行されたことにより、教育機関の設置者が指定管理団体へ補償金(2020年度に限り無償)を支払うことで、遠隔授業実施時における無許諾での著作物の利用の範囲が広がりました。本学において改正著作権法に基づいた「著作物の利用についてのガイドライン」(https://www.setsunan.ac.jp/~center/online/2_6_guideline.pdf)を作成しましたので併せて参照ください。

②実施にあたっては、受講生それぞれに必要な情報環境(端末、インターネット通信等)を準備してもらいます。ただし、受講生が遠隔授業を受講しやすくなるよう、国や電気通信事業者において、スマートフォンの通信容量制限等について一定期間、特別なサービスを行う旨公表されていますが、受講生の過度な金銭的負担につながらないように、データ量にご留意ください。~~なお、どうしても情報環境が準備できない受講生については、学内の情報環境(情報処理室、学内Wi-Fi等)を利用できるように対応します。~~

国の緊急事態宣言が延長されたことに伴い、期間中は全キャンパス閉鎖を継続することになりました。どうしても情報環境が準備できない受講生については、別途対応を検討し連絡する予定です。

③「遠隔授業」のうち、オンライン型授業【一方向の講義形式】【双方向の授業形式】(リアルタイム)の実施にあたっては、システムトラブル等により正常に実施できなかった場合を想定し、必ず下記2点も併せて準備してください。

No.	準備物	注意事項
1	当該授業の録画	受講生側の通信トラブル等で、一部の受講生が正常に受講できなかった場合に備え、必ず授業を録画し、授業終了後に速やかにその授業の録画映像を「Microsoft Teams」の授業チームに保存してください 原則、授業を録画し、授業終了後に速やかにその授業の録画映像を「Microsoft Teams」の授業チームに保存してください。ただし、録画が困難な場合は同等の内容で代替方法を準備し、「Microsoft Teams」の授業チームに指示内容を掲載してください。 〔「Microsoft Teams」を活用した録画方法は<u>遠隔授業ガイドブック 教員向け操作手順書(リアルタイム型版)</u>(※後日公開します)を参照〕。

2	<u>代替の方法</u> <u>(教材・課題提供型授業)</u>	授業担当者側の通信トラブル等で授業自体が実施できなかった場合に備え、<u>代替の方法を準備し、速やかに「Microsoft Teams」の授業チームに指示内容を掲載してください。</u>学生には、後日当該授業チームにアクセスして指示内容を確認するよう伝えています。 なお、補講措置は取れませんので、必ず代替の方法を準備してください。
---	--	--